

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

会社側証人審問

12/26 都労委報告（JAL 事件）

会社主張の矛盾が露呈！

12月26日、東京都労働委員会において、会社側の証人審問が行われ、人財本部人財戦略部の飯塚部長と伊藤マネージャーが証人に立ちました。反対尋問では、質問に正面から答えない証言や「分からない」「記憶にない」等、会社主張の矛盾が露呈する答弁が目立ちました。今回、JAL 事件の ① 団交拒否、② 誠実交渉義務違反、③ 組合間差別の3件についての審問が終わり、④ 優先雇用事件については、1月18日（10:00～）に「あっせん」の第1回期日があります。和解の可能性も含め、解雇事件全体の今後の進め方については、1月18日に検討することになりました。

反対尋問に対する会社証人の証言（一部抜粋）

① 団交拒否（JHU からの団交申入れについて）

- ・期日までに回答したか → 「対応を検討していた」「何をどう検討していたか分からない」「期日までに返答するつもりだったか記憶にない」「組合員が3名であることは認識していた」

② 誠実交渉義務違反（「最高裁で解雇有効が確定している」を理由に説明責任を果たさない）

- ・2010/12/31 時点の在籍人数が明らかにされたか → 「詳細は分からない」
- ・削減数について国交省に非公開情報だと回答したのか → 「分からない」
- ・安全報告書の数字は裁判で証拠として出されていたのか → 「出てきていない」「詳しい内容まで確認していない」「判決は整理解雇後の在籍人数も含めて、十分審議された結果だ」
- ・ILO166 号勧告（優先雇用）に沿った対応をする意思があるのか → 「何ともお答えできない」
- ・ILO166 号勧告は国際的に認められた人権か → 「勧告は認識している」「日本は批准していない」

③ 組合間差別（「業務委託契約」の提案について）

- ・6/23 の交渉前に資料を提供したり、業務委託を提案したいと説明したか → 「していない」
- ・「ジョブ型の雇用」と説明したか → 「この段階ではそう言った」
- ・提案はマッチングへの応募かに「そうです」と答えたか → 「最終的に業務委託と2回発言した」
- ・業務委託という言葉に反応は一切なかったのではないか → 「キチンと伝わっていると思った」
- ・会社提案に前向きでなければ説明しなくてもいいという考えか → 「話を聞きたいということなら説明する」
- ・6/27 以降何度も業務委託の説明要求があったのではないか → 「結果的に（注：JFU が争議終結の方針を決定した7/8、CCU が争議終結を大会で報告した7/12の後の）7/15になった」
- ・6/24 に JFU に対し会社の整理解雇問題の協定案を提示したのか → 「していない」
- ・両組合は会社から業務委託の提案ペーパーもないまま意思統一したということか → 「組合の対応であり、私に訊かれても分からない」